

現場写真記録の取扱い手続に関する訓令

(平成5年5月1日)
(栃木県警察本部訓令第12号)

被疑者写真並びに現場写真の取扱い手続(昭和三十七年栃木県警察本部訓令第十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この訓令は、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱いに関する規則(昭和三十一年国家公安委員会規則第三号。以下「現場写真規則」という。)に基づき、現場写真記録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(現場写真記録の作成範囲)

第二条 刑事部鑑識課又は警察署が、現場写真規則第五条の規定により作成する現場写真記録の範囲は、次のとおりとする。

- 一 殺人、強盗、放火等の凶悪事件のうち重要事件
- 二 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐・人質事件のうち重要事件
- 三 特異な恐喝・脅迫事件のうち重要事件
- 四 犯行の手段・方法、被害の程度等からみて特異な窃盗事件
- 五 暴力団の大規模な抗争事件のうち重要事件
- 六 その他社会的反響の特に大きい事件又は社会的不安を引き起こすおそれのある特異な事件のうち重要事件